

# 夏の 交通事故防止 市民運動

令和7年 7月21日月  
~ 7月30日水

京の夏 マナー遵守で  
涼やかに

自転車に乗る時は  
ヘルメットを着用  
しましょう



バイク利用時の  
注意点はこちら



電動キックボード等は  
ルールを守って  
正しく乗ろう



道路交通法  
改正後の  
各種ルールは  
こちら



歩きスマホ、  
絶対ダメ!

シートベルトを  
必ず着用  
しよう!

6歳未満の乳幼児は  
チャイルドシートに  
乗せよう!



令和6年11月から自転車に関する罰則新設!

(※自動車は既設)

ながら運転

絶対!  
禁止!

飲酒運転

■酒気帯び運転等

【酒気帯び運転／車両提供罪】

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【同乗罪／種類提供罪】

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

■自転車運転中の携帯電話使用等

【交通の危険を生じさせた場合】

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

【手に持ったまま通話や画面を注視した場合】

6箇月以下の懲役又は10万円以下の罰金

酒酔い運転は5年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金!